

第4章 保存管理計画

第1節 再生の基本方針

農用林としての役割を終えた大規模雑木林を中心とした平林寺境内林を再生する目的を次のように設定する。

- (1) かつての武蔵野の雑木林（農用林）と寺社林とが併存する伝統的（歴史的）景観の回復
- (2) 生物多様性を担保する生態系（生物相）の保全、すなわち絶滅危惧種、武蔵野に特有の動植物の生息・生育環境の保全

上記（1）、（2）はそれぞれ独立した課題ではなく、いわば表裏一体をなすものである。（1）は農用林と寺社林との複合した、天然記念物指定当時（昭和40年代）の景観への回復を、（2）は首都圏近郊から姿を消しつつある動植物を積極的に保護するために、彼らの保管庫としての機能の保全を意図するものである。

この基本方針を具現するために、寺域をいくつかの区域に分け、区域ごとに目標とする植生を設定し、目標植生を実現するための方策を検討する（ゾーニング）。天然記念物指定当時からすると、第3章に示した、遷移が進行した部分やモミジなど特定の意図をもってなされた樹木の植栽などいくつかの変質がある。これらの変質に対してはゾーニングに際して予め許容する程度を設定し、野放図ではなく管理された状態で、限定的に現状を維持するのが現実的である。こうすることで、「いわゆる多摩丘陵以東の武蔵野における二次林を主体とした自然の残存地域として、学術上貴重であり、…」という天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することなく、生物の多様性を確保し景観の修復を図ることができる。武蔵野の二次林としての価値の保全こそが、平林寺境内林の天然記念物指定の本来の意義であることに十分に留意しなければならない。

図4-2は計画の基本とする植生区分図である。寺域を大きくゾーンⅠ～ゾーンⅧの8区画に区分し、ゾーン内で目標植生が異なる区域を設ける場合は必要に応じてサブゾーンを設定する。今後、ゾーンごとに順次目標植生を決定し、目標植生を実現するための行動計画を検討、策定する。表4-1は、各ゾーンの基本的な管理方針と課題などを整理したものである。

この他、境内林内部の管理だけでなく、地元の人たちがどう境内林を評価しているのか、林の外からの景観も重要視されるべきであろう。雑木林の再生に向けての「平林寺の林」が、地元の人々にも愛されるように、地元に向けた再生計画が必要である。保安上や境内林管理の利便を図るため、惣門周辺を除き軽トラックが走行可能なパトロール用通路を外構柵沿いに整備する。さらに、強風下や降雪時に予想される罹病木の倒伏、落枝による人身事故や交通障害を防止するため、境界内側は最大樹高20m未満の中低木等を育成管理し、保安上の問題のみならず、近隣の住居、耕作地への日照を確保する。

なお、追加指定地である新座市睡足軒の森は、平林寺が所有し、新座市教育委員会の運営管理の下、市の施設として活用が図られており、他の区域とは位置付けが異なるため、施設の運営方針に沿った保存管理を別途行うものとする。



图 4-1 空中垂直写真で見る平林寺境内林の植生区分の概要（平成22年冬撮影）

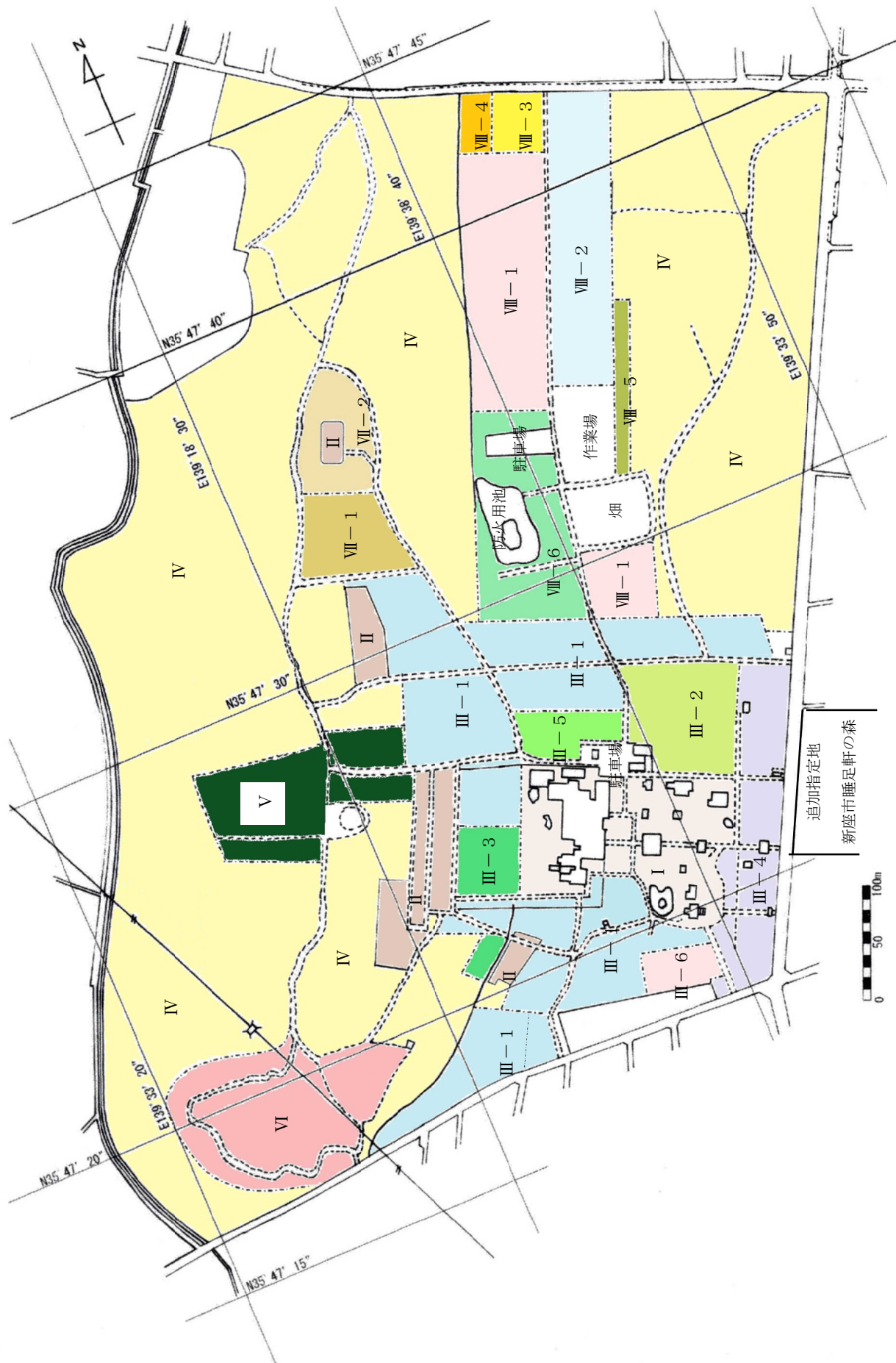


図 4-2 平林寺境内林植生区分 (ゾーニング)

I : 伽藍、庭園区域、II : 墓地、III : 伽藍周辺区域 - 1 (スギ・ヒノキ林) - 2 (モウソウチク林) - 3 (シラカシ林) - 4 (混交林) - 5 (屋敷林) - 6 (梅林)、IV : 落葉広葉樹林、V : アカマツ林、VI : モミジ山、VII : 上山混交林 - 1 (疎林) - 2 (塔所周辺)、VIII : 下山/上山中間区域 - 1 (梅林) - 2 (スギ、ヒノキ) - 3 (エノキ) - 4 (カツラ) - 5 (下山境界) - 6 (庭園木)

表 4-1 ゾーニング

	ゾーン	方針	検討課題、留意事項など
I	伽藍、庭園区域	周囲との調和を損なわない景観の維持	平林寺の方針による。
II	墓地	周囲との調和を損なわない景観の維持	平林寺の方針による。
III	伽藍周辺区域	古刹にふさわしい伽藍周辺の景観を維持、保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、敷地境界には、外部からの音や光を遮蔽するための植栽を検討する。 ・罹患木の除伐、間伐、補植（溝腐れ等罹病木及び花粉症対策のために雄花着生の多い個体を優先的に間伐） ・間伐（夾雑する老齢広葉樹の保全を考慮する。） ・原則、遷移に委ねる区域とする。 ・現在、植生の特徴が曖昧だが、罹病木の除伐、間伐を経て針葉樹が優占する植生に導く。モウソウチクは排除する。 ・屋敷林の伝統的景観の維持に努める。 ・林床に保護すべき草本が多く見られる。現状維持が望ましい。
- 1	スギ、ヒノキ林		
- 2	モウソウチク林		
- 3	シラカシが優占する広葉樹林		
- 4	混交林		
- 5	屋敷林		
- 6	梅林（南門北）		
IV	落葉広葉樹林	傘伐を基本とし、萌芽更新を併用しながら、武蔵野の雑木林の景観、植生を回復させる。自然の多様化を図るため、一部例外区域を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在クズ掃きが行われている区域は、特に林床草本が豊かな区域である。更新に当たっては、稀少草本が失われることがないように伐採前に移植するなどの十分な対策を講じる。
V	疎林（アカマツ林）	かつての規模、景観に近づけるようアカマツ林の拡大を図るとともに林床の照度を確保し林床植生の活性化させる。また、分布を松平家墓所の方向に拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な間引き、枝打ち（林床の日照確保） ・松枯れ対策の実施（温暖化により、松枯れ症状も複雑化していることから、適期対応が求められる。）
VI	モミジ山	天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないように寺域内のモミジを適正に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、モミジはモミジ山及び伽藍、庭園区域に限定する。 ・古株、稀少種は残置する。 ・通路沿いの株は、再生林、サクラなどの眺望を阻害することがないように留意する。
VII	上山混交林	現植生の特徴を生かすべく、樹種あるいは株の整理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・塔所周辺はアカマツ、シラカシが優占していたが、枯死、伐採、ヒノキ、モミジの植栽によって植生が大きく変化した。また、この区域にはサクラ類の大木が散在している。 ・サクラを優占した区域を確保する。このゾーン西側にはヒノキが植栽されている。（枯死したアカマツの代替と見られる。） ・塔所に相応しい植栽を行う。（現在はモミジ優占）
- 1	疎林		
- 2	塔所周辺		
VIII	下山／上山の中間区域	元々畑地であった区域で、各種植栽のほか、畑、作業場、駐車場、防火用水池など様々な利用形態が混在している。寺の経営上必要とされる諸機能を勘案した上で、自然の多様性を高めるべく利用方法を、現状調査と並行しながら時間をかけて検討する。 このゾーンには、スギ、ヒノキのみならずエノキ、モミジ、アカマツなども植栽されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・サクラ：この区域にはヤマザクラのほかにエドヒガンやシダレザクラなど注目すべき株が散在し、多く見られるソメイヨシノは他の区域と同様、枯死や老化が目立ってきている。ソメイヨシノの補植の可否を含め、サクラ類の保全策の検討を行う。 ・多くの蝶類の吸蜜源となっている。梅干し生産に向けての適切な管理を行う必要有り ・間伐（溝腐れ罹病木、不整木等）、枝打ち ・間伐（樹形が整っていないものから）、枝打ち ・コスミレ、フデリンドウなどの稀少草本が見られる。 ・ツバキやサクラなどが植栽されている。樹種を確認した上で、保全方法を検討する。
- 1	梅林		
- 2	スギ・ヒノキなどの植林*		
- 3	カツラ・エノキの植栽		
- 4	下山との境界区域		
- 5	庭園木などの植栽		
- 6	庭園木などの植栽		

第2節 主要ゾーンの管理方針

主要ゾーンのさらに具体的な管理方針は次のとおりである。

管理方針の概要は表4-1のゾーニングにも示したが、下記のように要約される。

(1) 落葉広葉樹林（雑木林）の再生

図4-1, 2からも明らかなように、寺域の約6割を落葉広葉樹林が占めている。そして、平林寺境内林を保存管理する上で最重要課題は、落葉広葉樹林の再生であり、天然記念物指定当時の植生への回帰を目標とする。コナラ及びクヌギ（コナラを優占種）に加え、かつて平林寺雑木林の代表樹種であったアカマツ、イヌシデ、ヤマザクラ、イヌザクラ、エゴノキ、クリ、ホオノキ、コブシなどで構成される樹林を目標とする。

(2) 古刹にふさわしい伝統的な景観の維持—スギ・ヒノキ林の保全

伽藍を取り巻くスギ・ヒノキ林は、現状では普請用材としての役割は考えにくい。しかしながら、伽藍の伝統的な佇まいとともに、その端正な木立が持つ深い緑、静寂さは禅宗の修行道場にふさわしい雰囲気醸成するには不可欠である。また、音、色などを外部から遮断する効果も期待できる。多くが溝腐れ、根株腐朽病の被害を受けているため、応急的な措置では対応が困難な状況にある。長期的な観点で、計画的に再生に着手しなければならない。

(3) アカマツ林の再生

松枯れ被害によって、往時のアカマツ林の面影は見る影もない。適宜、補植がなされているが、密植、日照不足による枯死が目立つ。松くい虫の被害も収まっていない。間伐等の管理が不十分であったことから林相は‘荒れた’様相となっている。アカマツの植栽区域を拡大する方向で、かつての景観に近づけられるよう間伐、補植を計画的に実施する。

(4) モミジの抑制

モミジの植栽の結果、平林寺はモミジの名所として観光スポットの一つに挙げられることになった。一方で、現状のモミジは、「特定の意図をもってなされた樹木の植栽」であって、天然記念物指定当時の状況からするとモミジの植栽により樹種構成、景観が大きく変化したことは否めない。天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないよう、モミジを適正に抑制・管理しなければならない状況にある。

過植されたモミジは、特に夏季のうっとうしさ、景観阻害などの景観上の問題や、林床植生の貧化、天然記念物指定当時の植生からの乖離などの問題を抱えており、具体的な抑制方法を検討する。

(5) 生物相の多様化のための施策

上記のほか、各ゾーンで次の例外処理を施すことによって、寺域内の自然環境の多様化を図る。

稀少性のある樹木、植物群はゾーンの保全方針の如何にかかわらず積極的に残置・保全する。原則、保安上問題がある場合を除き巨樹の除伐は行わない。

〔例〕

- ・本来種：ケヤキ、エノキ、シラカシ、サクラ類、アカマツ、コナラ、クヌギ、イヌシデ、ムクノキ、エゴノキ、モミ、アカシデ、コブシ、スダジイなど

- ・その他：カヤ、コウヤマキ、マテバシイ、イチョウ、トチノキ、アオギリ、ボダイジュ、クマシデ、ヤマハンノキなど

植栽に特別の配慮が見られる区域はその保全に努める。例えば、野火止塚、野火止用水沿い、参道沿い、松平家墓所周辺などにはコナラ、クヌギ以外の比較的大きな樹木が多数見られる。

更に次のような施業によって林床を適切に管理し、林床植生を武蔵野本来のものに回復させ、伝統的あるいは稀少な野草の保全に努める。

- ・クマザサ、アズマネザサの適正な刈り払い
- ・日照確保のための常緑低木などの除伐
- ・定期的な下草刈り、クズ掃き区域の拡大

(6) 寺域内サクラ類の再評価と保護

多くのサクラの巨樹が寺域内に散在している。野生種であるヤマザクラの巨木群、エドヒガン、栽培種ではあるがシダレザクラなど注目に値する株が少なくない。樹種、樹形など稀少性のある株については積極的に保護を行う。農用林である雑木林には本来サクラ類を残置しなかったが、平林寺境内林にはヤマザクラ以外にもウワミズザクラ、イヌザクラが多く見られる。一方で、植栽されたソメイヨシノの枯死が顕著である。このまま放置しておくことも選択肢の一つとして、何らかの対応が必要な時期に来ている。なお、野生種を含めサクラの多くは、モミジあるいは針葉樹との競合状態にある。

(7) クマザサの保全

クマザサは境内林の景観を特徴づける要素の一つである。天然記念物指定当初からも雑木林等の林床の大きな部分を占めていたと考えられる。しかし、放置すると分布が拡大し林床植生の貧化を招くおそれがある。他方、落葉広葉樹林の再生のため、伐採時には一時的に刈り払いが必要だが、指定当時の専有面積が維持されるよう管理を行う。これらを勘案しながら、推定される指定当時の占有面積が維持されるよう管理を行う。

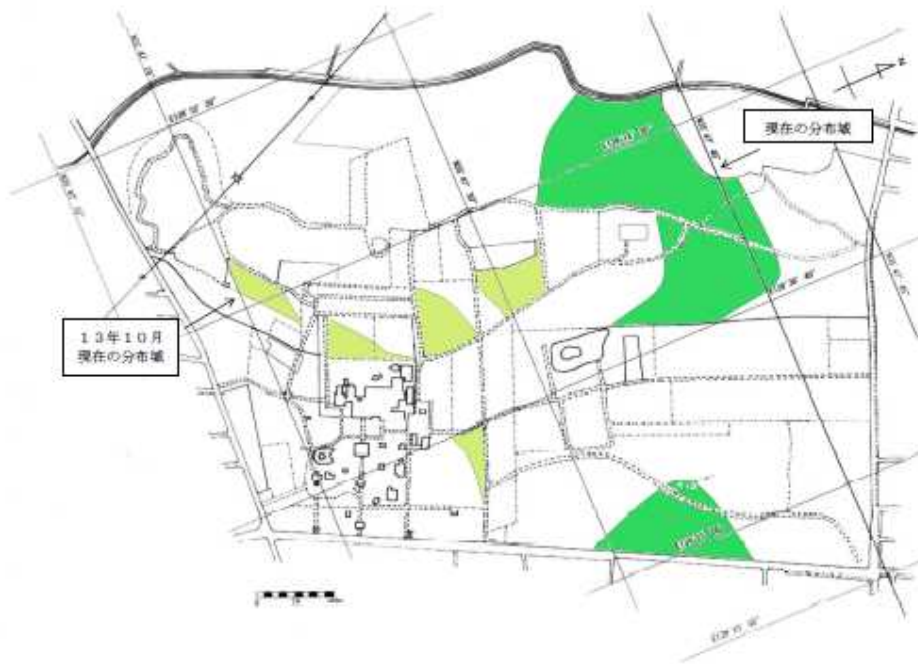


図 4-3 クマザサの分布区域

(8) 下山／上山中間区域の利用形態検討

元々、畑地であったこの区域の位置付けを再確認する。現状はいわばユーティリティーゾーン、すなわち畑地、梅林、資材置き場、防火用水池、作業場、駐車場などとして利用されているほか、スギ、ヒノキ、エノキ、モミジ類、サルスベリ、サクラ類、カツラなど各種植栽が行われている。この問題は、中長期的な課題として位置付ける。

(9) 高木樹種制限帯と後継樹林帯の設定

野火止用水側西斜面においては、更新伐採の遅れで20m以上に生育してしまったコナラ、クヌギなどにより、遊歩道沿いの民家や農地の日照が遮られ、倒伏や落枝による事故の危険性が高くなっている。このため次のような方策で対応する。

- ・外周路沿いの樹林は、その最大樹高分に相当する15～20m幅で、コナラ、クヌギ、シラカシなどの高木樹種の生育を制限する地帯を設定する。また、道路沿線に植栽された現在のスギ、シラカシ等の老齢樹木帯の枯損等に備え、内側に後継樹林帯を設定する。
- ・外構柵沿いに、内側少なくとも3～5mは、伐採時に低い位置で伐採し、再生萌芽も除去するとともに低木、ササ類は除去し、管理路として維持管理を行う。管理路は軽トラック走行可能な管理用道路として、将来、伐採作業やフェンス補修工事時の資材運搬用にも利用する。
- ・外構フェンス内側3～20mの部分には、高木樹種のシラカシや常緑低木類（アオキ、ヒサカキ、シュロ等）を除く、自生の落葉低木を中心に育成管理し、景観の保持と近隣住居等の日照確保に資する。

- ・外構フェンス内側20m以上（樹木の樹高相当）は、通常の萌芽更新を計画的に実施する。

第3節 落葉広葉樹の再生－落葉広葉樹林再生プロセス

天然記念物指定当時、既に林齢は推定30～40年生であった。現在、胸高直径30～40cm以上の林分では枯損株が多くなるものと考えられ、従来20～30年生林分で採られてきた萌芽による更新方法は困難²⁴⁾と考えられる。このため、強度の択伐による萌芽更新と天然下種更新（傘伐）を組み合わせる手法を採用する。現在、既に再生プロセスの本格実施に先立ち試験区域を設定し、傘伐による再生試験を開始している。

備考

傘伐（さんばつ）とは、伐期に達した林分を、親木（母樹）を残して周辺を伐採すること。伐採後は、母樹から落下した種子が親木の傘の周囲で稚樹として成長するところから‘傘（さん）伐’という。母樹は稚樹が生長した後、伐採し新しい林を生成する。

（1）対象区域

伐採対象区域は落葉広葉樹林区域全体とする。ただし、自然環境の多様性の確保、稀少動植物の保全の観点等から例外区域を設ける（図4-4参照）。

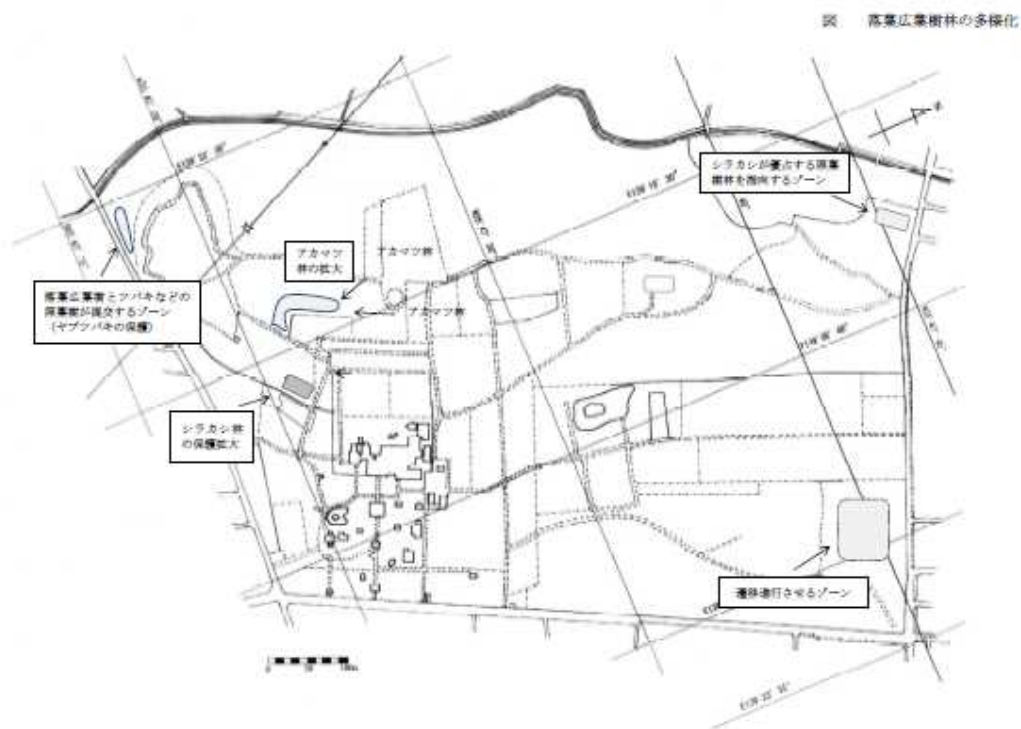


図4-4 落葉広葉樹林の多様化

(2) 目標植生及び樹種

天然記念物指定当時の植生への回帰を目指す。指定当時、高木層を形成していたアカマツや亜高木層を形成していたコナラ、クヌギ（コナラを優占種）に加え、かつて平林寺の雑木林の代表樹種であったイヌシデ、ヤマザクラ、イヌザクラ、エゴノキ、クリ、ホオノキ、コブシなどで亜高木層～高木層を構成する。

(3) 採用手法

壮齡林化した林分は、萌芽再生に多くは期待できないので、傘伐による下種更新と萌芽による更新を組み合わせ再生を図る。また、伐採高も萌芽再生に影響されるが、一定の傾向が見られない報告²⁴⁾もある。

伐採は下記のとおりとする。

- ① 林床、残置樹木（残置すべき樹木、養生が必要な草本類は別途特定する）、幼木を損なわぬよう要求事項を仕様書等で提示する。
- ② 地表から高い位置で伐採し萌芽率を向上させる（伐採高＝地際から50～80cm）。
- ③ 低木灌木の除伐

灌木は伐採当年、伐採作業の支障のない範囲で除伐する。再生萌芽、植栽苗木の生育に支障がない林縁部の灌木の一部を帯状に残置し、鳥類の生息環境に多様性を持たせる。クマザサは、伐採予定年の前年及び（必要であれば）当年の夏に刈払する。ただし、中央遊歩道の伐採跡地側の内側のムラサキシキブ、ガマズミなどの低木類は、鳥類多様性を持たせるために刈り払わないで残すものとする。

- ④ 工事用通路の開設計画：旧路（古い山道）を辿り、作業用通路を確保する。

⑤ 伐採材の処理

伐採玉切り材のうち寺で消費する薪材に相当する分は、約0.5m長に玉切りし薪小屋まで運搬する。残余は、可能な範囲内で畑等に運搬、集積する。可能性のある用途としては、薪、シイタケ用原木などが考えられるが、今後の検討課題の一つとする。

(4) 準備段階の諸作業

修復作業の開始に向け下記の諸作業を実施する。

測量及び調査

伐採計画の作成に先立ち、伐採予定区域の測量を行う。また、伐採前の状況を記録するため、稀少草本類分布状況や植生区分図を同時に作成する。併せて、天然記念物指定当時の植生について文献を含め可能な限りの調査を行う。

毎木調査

伐採計画作成のため必要な毎木調査を行う（各区画の伐採樹木の本数、材積推定）。

(5) 事業期間と伐採計画

15年ないし20年で伐採対象区域の伐採が一巡するよう伐採サイクルを設計する。1期を5か年とし、合計3期に分割して事業を実施する（年平均1.5～1.6ha程度と推定される）。事業期間の設定には下表のように考慮すべき要因が多くある。

伐採に当たって考慮しなければならない事項は下記のとおりである。

- ① 伐採に伴う景観の急激な変貌を緩和するため、強度の択伐（傘伐）により伐採するとともに、遊歩道沿いあるいは林縁部の灌木類は帯状に残す。同時に事前に外部へ情報提供を行い混乱が生じないようにする。

- ② 分布が偏在する草本については生育環境が損なわれないよう部分的に伐採を行わないなどの手当てを行うほか、移植も検討する。
- ③ 林床植生への影響を最小にする工事中通路の確保
- ④ 現在クズ掃きを委託している農家に対する代替地の提供

表 4-2 事業期間比較 [参考]

項目	10年	15年	20年
年次費用	高		低
景観変化の程度	大（目立つ）	-----	小（目立たない）
下刈り／伐採後の管理	難（面積大）	-----	易（面積小）
高木化・遷移進行	小		大
稀少草本類の移植	やや難		やや易

伐採順序

第1期：平成26年度～平成30年度

伐採後、更新樹木が成長した時点で、ここを他区域に自生する稀少草本類の移植先とする。この時期は傘伐試験区も含め、実生稚樹の生育、苗木の確保に注力する。

第2期：平成31年度頃～平成35年度頃

比較的草本稀少種が少ない区域である。ただし、一般来山者が多く、伐採に当たっては来山者の通行の制限も考慮する。

第3期：平成36年度頃～平成40年度頃

この区域では、かつてオオタカが営巣したこともあり、今後もその可能性がある。オオタカの営巣場所は、連続同一の巣を利用した事例もあるが、必ずしも固定的ではないので、第1期～第2期の傘伐の際の残置樹木は、オオタカの営巣が期待できる樹木を選定する。また、稀少草本が多く自生している区域でもある。第1期の伐採が終了した段階で移植を開始し、他所での定着が確認されるのを待って伐採に着手する。移植が困難な草本、オオタカの営巣場所が保全されるよう、伐採を部分的に制限する必要が生じることも予想される。また、この区域は平林寺大門通りとこもれび通りに面しており、平林寺大門通りには、「陣屋」と「新座市役所」というバス停が2か所ある。特にバス停付近は乗降客の滞留もあることから、藪を刈り払い、適度な見通しと、温暖化に伴い将来予想される蚊などが媒介する感染症²⁵⁾²⁶⁾の防止にも配慮する。

林床のクマザサは、事業期間を通して天然記念物指定当時の分布が保たれるような伐採計画を別途策定する。



図 4-5 落葉広葉樹林伐採順序

(6) 伐採後の初期管理

伐採直後から再生萌芽や植栽された苗木が生長するまで、草本類やアカメガシワ、ミズキなどが生育侵入する。伐採株からの萌芽、移植した幼木の保護のため、適期の下草刈りや除伐、冬場の雑木の排除やクズ掃きを計画的に実施する。

(7) 補植及び実生稚樹・幼木の育成

落葉広葉樹林の修復のため、ほぼ全域を伐採し再生させるためには、老齢化によって部分的にしか萌芽更新が望めない現状では、大量の幼木を移植用の苗木として確保する必要がある。

表 4-3 必要苗木試算（1ha 当たり）〔参考〕

植栽密度（樹間）	必要数（本）
3 m	1,100
4 m	625
5 m	400

実際には、現状の植栽密度の調査及び実際の萌芽の状況を勘案の上、決定する。

傘伐後の林床は、苗畑と比較すると日照率は低く、またアズマネザサなど他の植物の根による障害等もあり、施肥効果が劣るものと推察される。一般的な苗高 48 cm の山行き苗に対し、苗高 117 cm の大苗は生存率も高く、成長も良好な^{27) 28)}ため、圃場での大苗の育成が必要と考えられる。下記に示した方法で苗畑での育苗にも注力するほか、必要に応じて苗木の外部購入も検討、考慮する。なお、ナラ枯れ被害^{29) 30)}

が近い将来予想されることから、遺伝子の多様化を図るため寺域外の実生苗も導入する。ただし、購入する際は、近隣県産の苗木に限定する。

- ①畑の隣接地に実生からの苗木及び幼木育成のために圃場を設ける。
- ②試験区域を含む数か所の落葉広葉樹林林床（林内圃場）に直接播種し、実生苗木を育成する。
- ③林内圃場で養成した実生苗木を、試験区域を含め補植する。さらに、林内の自生幼木を探索し、これらの林内圃場／苗畑に移植、育成する。
- ④この目的のため、陽光を確保しコナラ等の発芽・生育を促進させるべく寺域内落葉広葉樹林の灌木の排除・下草刈りを推進し、林内圃場を拡大する。
- ⑤苗木の植え付け

植栽時期は5～6月、間隔＝4m、ただし、2割の萌芽更新を見込み植栽密度は500本／haを計画ベースとする。4月、7月に施肥を行う。

(8) 傘伐再生試験

上記苗木育成計画と併行し、林内に試験区域を設け傘伐による実生からの再生試験を実施する。試験区域の状況を見ながら傘伐方式を実際の再生に導入し、景観の急激な変化を抑制するとともに作業量の軽減に役立たせる。

平成25年3月、天然記念物現状変更の許可を得て業平塚北側の一角約15アールを試験区に設定し、再生事業に必要な幼木、稚樹の育成を行う目的で、母樹を残し傘伐を実施した。今後この区域で下記の作業を実施する。

表 4-4 傘伐後の試験区での施業

項目	1年 (平成26年)			2年			3年			4年			5年		
	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏
下刈り	—	—	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○
クズ掃き*1	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
幼木移植*2	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
自生苗根切り	—	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
施肥	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—

*1 林床活性化のため、試験的に区域の1/2～1/3について実施し、実施しない区域との林床植生を比較する。

*2 寺域各所での自生幼木の探索、試験区域への移植及び育成幼木の伐採区域への補植

備考：5年次以降、幼木の樹高が2～3mになった時点で母樹を伐採する。

第4節 落葉広葉樹以外の植生の再生

1 モミジの抑制

(1) モミジ抑制の必要性

モミジの過植栽の問題については第3章第2節に述べたとおりである。モミジの植栽の結果、平林寺はモミジの名所として観光スポットの一つに挙げられることになった。一方で、現状のモミジは、「特定の意図をもってなされた樹木の植栽」であって、天然記念物指定当時の状況からすると樹種構成、景観が変化したことは否めない。天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないように、モミジを適正に抑制・管理しなければならない状況にある。

[モミジの評価]

プラス面

- ・秋の彩りが人々に好まれる。近年平林寺は‘もみじ寺’としての名声を得ている。
- ・新座市の重要な観光資源の一つ（新座市の木はモミジである。）

マイナス面

- ・武蔵野の本来植生と相容れない。庭園樹木では以前から植栽されていたが、武蔵野の雑木林（ヤマ）本来の植生ではない（天然記念物指定理由の趣旨から逸脱のおそれ）。
- ・景観の変貌（秋の極端な紅葉、夏季の陰鬱さ、うっとうしさが顕著）
- ・眺望阻害（葉陰、枝陰により拝観者の眺望が妨げられている。）
- ・林床植物の貧化（日照遮断）
- ・通路に張り出した枝条による緊急車両への通行障害

(2) モミジの適正化に向けて

今後の対応についてはいろいろな選択肢が考えられる。「現状のまま固定」や「老木を残して伐採」といった極端な案もないではないが、いずれも実際的ではない。上記を踏まえ、現状の詳細な分布状況を調査の上で、下記の観点から区画ごとに対応を決定し、ある程度の時間をかけて目標水準に到達するよう抑制していくのが実際的であろうと考えられる。

- ・古株、稀少種は原則残置、保全する。このため、残置すべき範囲を調査に基づき特定する必要がある。
- ・モミジ山のモミジの植栽については、この区域が、かつて上野高校用地として使用されていたこともあり、元々は落葉広葉樹林ではないとして制限しない。
- ・伽藍周辺、特に前庭区域のモミジについても制限しない。ただし、スギ、ヒノキ林に混在するモミジについては、スギ、ヒノキ林の再生に際し、モミジ植栽の可否、程度を改めて見直す。
- ・落葉広葉樹及びアカマツ林には原則モミジは混交させない（在来カエデ類を除く）。
- ・保存サクラ群落など優先すべき眺望を阻害する場合にはモミジを整理する。
- ・通路両側のモミジは落葉広葉樹林の再生の皆伐に際し、再生林の眺望を確保するため減株させる。
- ・夏季の陰鬱さを軽減、緊急車両の通行を確保するために枝条を整理する。

2 サクラの保全について

(1) サクラの現状と保全の必要性

寺域内のサクラは比較的伽藍に近い区域に多い。そのほとんどは野生種であるヤマザクラと栽培種であるソメイヨシノである。ヤマザクラの多くは自生種が刈り取られることなく、そのまま大きく株が成長したと考えられるが、由来が明確でないものの、一部区域には意図的に植栽されたと見られる株も存在する。

寺域内にはおそらく県内でも有数と考えられる古株や比較的大きな株の群落が多く存在する。しかし、これらの中には枝条の枯損の進行や根株腐朽病の罹病株も少なくない。寿命が長い野生種でも今が株の衰弱、枯死を食い止められる最後のチャンスではないかと危惧されるような状況にある。

一方で、落葉広葉樹林内には、クヌギやコナラとともに萌芽更新によって株立ちしたと見られる株も多い。さらに、相当数の株がヒノキ・スギ林に沿って植栽されている。これらのかかなりの部分は周囲の樹木と競合状態にあって高木化し、花を観賞するサクラとしての面白味に欠ける。

(2) サクラの種類

平林寺境内林では次のようなサクラ類が自生している。

(野生種)

ヤマザクラ

伝統的な日本本来の種類、自生種であることから、一概にヤマザクラと言っても花は濃いピンクから白いピンク、葉も赤みの強いものからグリーンに近いものまで様々である。中には平林寺のシンボルツリーの一つになり得る胸高直径が1 mを超す株を始め、1 m近いものが多く存在する。

エドヒガン

エドヒガンの大きな株3株が自生している。作業場入口にある1株は胸高直径が70 cmを超える。

(栽培種)

ソメイヨシノ

寿命が短いこの種は、老齢化が目立つ株が多い。ソメイヨシノ同士では結実しないため、植栽によったものである。

シダレザクラ

胸高直径70 cm前後の株が5株存在する。

(ウワミズザクラ亜属)

ウワミズザクラ、イヌザクラの胸高直径が70～80 cm前後の株が散在している。大きな株は平地では珍しいと考えられる。

(3) 保全の方針

保存、保全すべき対象とそうでないものとを区別し、メリハリのある管理を行う。保全すべき対象は独立樹として保存に値する特徴のある株（例えば巨樹）と、サクラの小樹林の景観を保存するために、サクラ類の群落を保全対象とする2つのケースに分けて対応するのがよいと考えられる。

他の樹種と競合する場合は、保全の対象とする株をそれら他の樹種より優先させ、

それ以外のケースにあっては、他の樹種を優先させる。小樹林としての整備する対象として以下の群落が候補として考えられる（図4-6参照）。

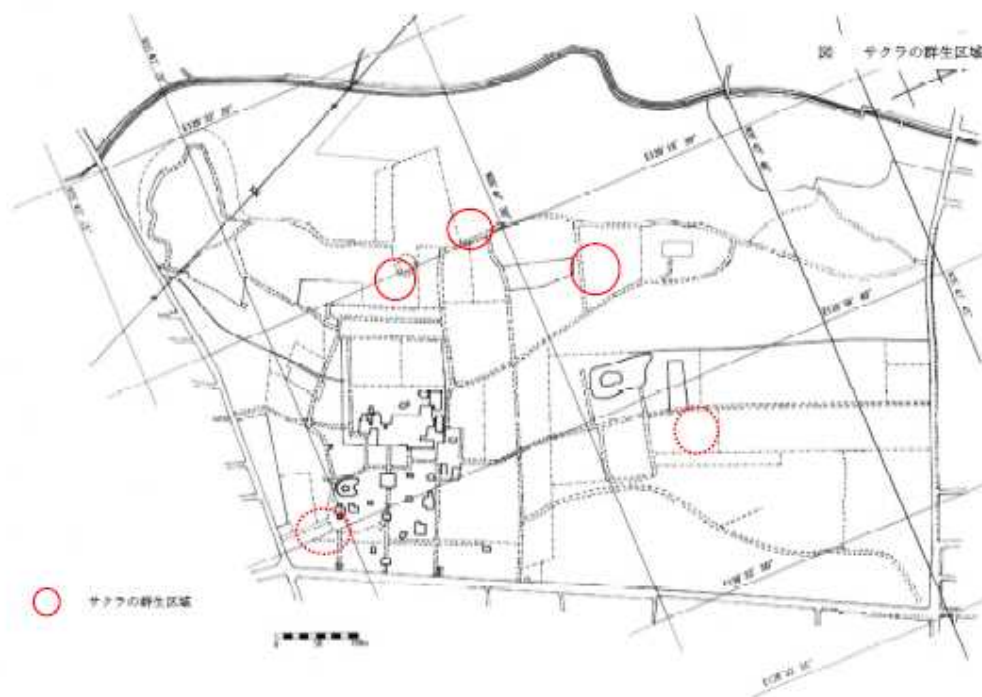


図4-6 サクラの群生区域

A：松平家墓地周辺

松平家墓所裏から野火止塚にかけて胸高直径30～70cm前後の株が北側を中心に点在する。ヤマザクラが多い。ウワミズザクラも混じる。

B：松林周辺

野火止塚北、松林、上山霊園南側にかけて胸高直径60～80cm程度の株が10株程度ある。元々この一帯全体は松林であったとされる場所である。この区域にはイヌザクラ2株（胸高直径それぞれ84cm、55cm）もある。

C：歴代塔所南側斜面

歴代塔所南側から上山霊園北側の斜面にはサクラの大株が散在し、サクラから見ると特筆すべき区域である。すなわち、胸高直径が1mを超えるヤマザクラもこの区域にある。胸高直径50cmのウワミズザクラやイヌザクラなどである。ここでも、サクラは他の樹種と競合状態にあり、樹形や日照の面からすると、サクラにとって現在は好ましい状態にあるわけではない。

D：畑地北側

エドヒガン2株、シダレザクラ4株、直径が30～70cmの枝6本を分岐したヤマザクラなどがある。

E：半僧坊・中門周辺

シダレザクラが1株、半僧坊前に植栽されている。この他、ヤマザクラ、ソメイヨ

シノがある。多くの来山者の目にとまる区域である。

(4) 当面の対応

保全対象を特定することがまず求められる。その上で、保全対象には樹勢の回復や維持のために、剪定、枯損枝条の除去・養生、生長や景観を妨げる周辺樹木の排除など、可能なものから順次対策を講じるものとする。枯損木、倒木の処理（切り倒し、枝払い、玉切り、処理）も並行して進める必要があるが、補植は当面は考慮しないものとしたい。



図 4-7-1 畑地北側のエドヒガン



図 4-7-2 半僧坊前のシダレザクラ



図 4-7-3 ヤマザクラ

平林寺境内のサクラ

3 アカマツ林の再生

アカマツ林（松林）を松平家墓所の方向に拡大させる方針については、第4章第2節で示したとおりである。この方向には、古木が存在しているのみならず、拡大の基礎となる若木が既に植栽されている。しかしながら、現在の業平塚から野火止塚にかけてのアカマツ林（松林）のようにアカマツが優占した植生ではなく、スギ・ヒノキ、モミジ、コナラなどの落葉広葉樹と競合している。

前述のとおり、境内林のアカマツ、特に松林のアカマツの間伐・枝打ちが不十分であったことから林相は荒れた様相を見せている。本来のアカマツ林としての林相が回復するにつれて、かつてアカマツ林に生息・生育していたと考えられる動植物もある程度戻ってくるものと期待される。林床植生としては、ススキを含む草本類を想定し

ている。

このような状況に対処するため、次のように段階的な対応をとることとしたい。

第1段階：松枯れ病に罹患した株の処理

松枯れの伝染を防ぐために、マツ枯れ罹病木はマダラカミキリの羽化する3月までに適期に伐倒処理し、焼却する。

第2段階：間伐（松林）

次の目的で松林の間伐、枝打ちを行う。

- ・材線虫によるマツ枯れの感染を防止するため枯損マツを確実に処理する。
- ・景観回復
- ・林床の日照を確保し、林床植生の再生を図る。

第3段階：間伐（上山その他の区域）

その他の区域について、第2段階と同様の作業を行う。

当面、下記を伐採対象とする。今回は間伐の程度を抑制したものとし、今後様子を見ながら間伐の程度を調整する。

- ・マツ材線虫病被害木
- ・樹形がいびつな株
- ・明らかに過植状態にある株（日照不足から成長が望めない若木を含む。）
- ・競合状態にある他の樹種

4 伽藍周辺のスギ、ヒノキ林の再生

先に述べたとおり、寺域内の現在のスギ、ヒノキ林の状況は一定でなく、しかも抱えている問題点も区域ごとに様々である。

このようなことから、今後緊急度の高い課題を処理しながら、ある程度の時間をかけ、現状の分析（区域ごとの健全性の把握、可能性のある罹病の要因、環境変化が老齢林に及ぼす影響など）を行った上で施業の優先順位を含めた管理指針を作成し、この指針に基づき長期的な観点で管理を行うものとする。なお、伽藍周辺のスギ、ヒノキ林は大径材の育成も考慮しながら、禅の修行道場にふさわしい佇まいの醸成に資するため、適正な密度管理²¹⁾を行うことにより、健全なスギ、ヒノキ林は自ずから大径材が育成される。放置すれば過密となり自然枯死が増大し、耐風性が劣ることにより雪害等の被害増大が懸念される。緊急に対処すべき課題として、枯死した、あるいは枯死しかかっている株が放置され、安全上の問題のほか、周囲の美観を損ねている。これらは除伐の必要があり、現在対応中である。

これからの検討課題を以下に示す。

（1）土壌条件の検討

土壌に起因する原因³⁾³¹⁾として土壌水分などの影響を調査する。再造林するなら、排水溝の開設や炭の投入などによる土壌改良が必要となる。

（2）苗木樹種（スギ、ヒノキ等）及び苗木の病気などに起因する原因の検討

これまで以下のようなことが判明してきている。

- ・昭和52年頃植栽されたサンプスギはスギ赤枯れ病にほとんど罹病し、溝腐れ症状

を呈している。

- ・スギ非赤枯性溝腐病は枯れ枝から感染し、スギ、サワラ、ヒノキ、コウヤマキに被害を与えることから枝打ち管理を行う。
- ・スギ根株心腐れ病の病原菌は不明で、その発病機構は明らかではないが¹⁴⁾、下記のヒノキ根株腐朽病に似た感染様式とすれば同病と同様な被害回避法が考えられる。
- ・ヒノキ根株腐朽病では土壌中の水分条件が心腐れの発生に影響している³²⁾と示唆された。またナラやカシ類を主とする広葉樹の腐朽菌として知られているキゾメタケは、その伐り株が感染源になり造林木に感染したと思われる。根株腐朽病の被害回避は、被害の発生しやすい場所への植栽を避けることや間伐時に被害木を選択的に除くなどが考えられる。また菌のDNA解析により、11mの範囲にも菌が伸長することが報告されている。¹⁴⁾

したがって、植栽するならば、根株腐朽被害木の除去が必要かもしれない。また、樹種転換(アスナロ、ヒノキアスナロ、ケヤキ、クスノキなど)の検討や、根株腐朽被害が著しい区域での造林の可否についても検討する必要がある。

(3) 壮齢樹林管理(東門道路の北西側のスギ林)

溝腐れ罹病木は間伐するが、スギ老齢林の耐風策を勘案して伐採順位を決定する必要がある。造林をするならば、上記(1)の排水対策を講じるとなお良いと思われる。造林した幼齢木の枝打ち、間伐などの施業管理を今後実施する。

(4) 壮齢樹スギ林の管理(境内南側中央付近のスギ林)

間伐、枝打ちを実施する。

(5) スギ老齢林の管理(本堂裏～大河内松平家廟所、本堂と一般墓地間のスギ林)

まず、根株腐朽病及び溝腐れ病被害木の間伐を行いながら、密度調整を行う。可能ならば枝打ちを行う。

この際、間伐等による林内湿度低下による水ストレス対応が必要で²¹⁾、主として溝腐れ被害木間伐を数度に分けて実施する(30%程度の間伐と推定される)。生枝を少なくすると葉からの蒸散は減り、水ストレスの発生は小さくなるものの、直径成長が小さく、耐風性は劣ることになる。²¹⁾ 林内湿度低下、耐風性の点から東側遊歩道沿いの林縁木は枝打ちしない。なお、林内のムクノキなど樹冠の広がった広葉樹は密度調整の際に間伐対象に含めて剪定する。

(6) 外周道路沿線及び本堂等の建物に近接する老齢木の処理

現在、南門から東門に至る大門通り沿いの一帯は混交林様相を示しているが、元々はスギ、ヒノキ林であった区域である。今後時間をかけ往時の植生に誘導する。

落枝等による人身や交通等に危害を与える恐れのある外周道路沿いの高木の伐採は、本計画に含まれているところである。しかしながら、夏季の汚染大気流入を軽減させるために、南西側の陣屋通りと南東側の大門通り沿線の高木は、可能な限り保残すべく、健全木は枝下し処理で対応する。平林寺前の、ひるねの森と睡足軒の森の樹木は、平林寺の南東方向からの大気の流れを阻止する効果も考えられることから、惣門から市役所方向に、優先的に高木の処理を順次進めるのが良いと思われる。また、一時期に全て伐採することなく、時間をかけ景観上や残存林への通風、水ストレス等の影響を見極めながら実施することが望ましい。

高木は、その成長に長年月を要するため、大門通り沿いの平林寺前交差点から東門までの内側に、低木（樹高5 m程度）の樹林帯を設定しておき、健全木を除いた罹病高木を徐々に排除する。上記林帯の内側には、寺域の雰囲気を保てるようヒノキ等の将来高木とすべき苗木を、倒木危険判定度の高い高木の伐採前に後継樹林帯を計画的に植栽する。

第5章 体制及び関係機関との連携

本計画は、平林寺境内林を所有する宗教法人平林寺と、市教育委員会を始めとする関係機関との綿密な連携の下に実行する。計画の実行に際し、平林寺境内林の適切な保護のために必要な技術的、行政的措置は、文化財保護の立場から文化庁及び埼玉県教育委員会の指導助言を受けるものとする。

また、平林寺境内林は首都圏近郊緑地保全法に基づく「平林寺近郊緑地保全区域」「平林寺近郊緑地特別保全地区」、埼玉県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されていることから、市・県の緑地保全部局と行政的措置等について適宜調整する。

平林寺境内林を天然記念物としての価値を維持したまま次世代へ伝えて行くには、本計画の適切かつ効果的な保存管理を将来にわたり実施する必要がある。すなわち、本計画を推進する過程において、想定外の状況に対処するため、定期的かつ組織的に本計画を見直し、計画と実績との乖離に対し改めて対応策を検討する管理機構の構築が、本計画の目標達成に不可欠である。そこで、本計画を管理する組織として、本計画策定委員会を「(仮称)平林寺境内林保存管理推進委員会」(事務局は新座市教育委員会)に改編し、委員会を定期的に開催することによって本計画の管理を行うこととする。なお、この委員会は、上述の対応策を審議するほか、前年度の経過観察や調査に基づく実績と反省を踏まえて策定する次年度の具体的な行動計画の審議の場として機能させる。

天然記念物平林寺境内林の自然と景観の保護を図るには市民の理解が欠かせない。本計画のような大規模事業ではなおさらのことである。このため、本計画の理念や施策を市民に積極的に発信する必要がある。本計画に基づく事業の実施が、市民に親しまれている貴重な歴史的文化資産である平林寺境内林に一時的な景観変化を生じさせることから、市民に違和感を抱かせることになりかねない。この取組がどのような目的や意図で行われているかを積極的に周知し、文化財保護への理解を得ることは、本計画の円滑な推進には極めて重要である。市民への情報発信、普及・啓発等は、市教育委員会が主体となって行うものとする。

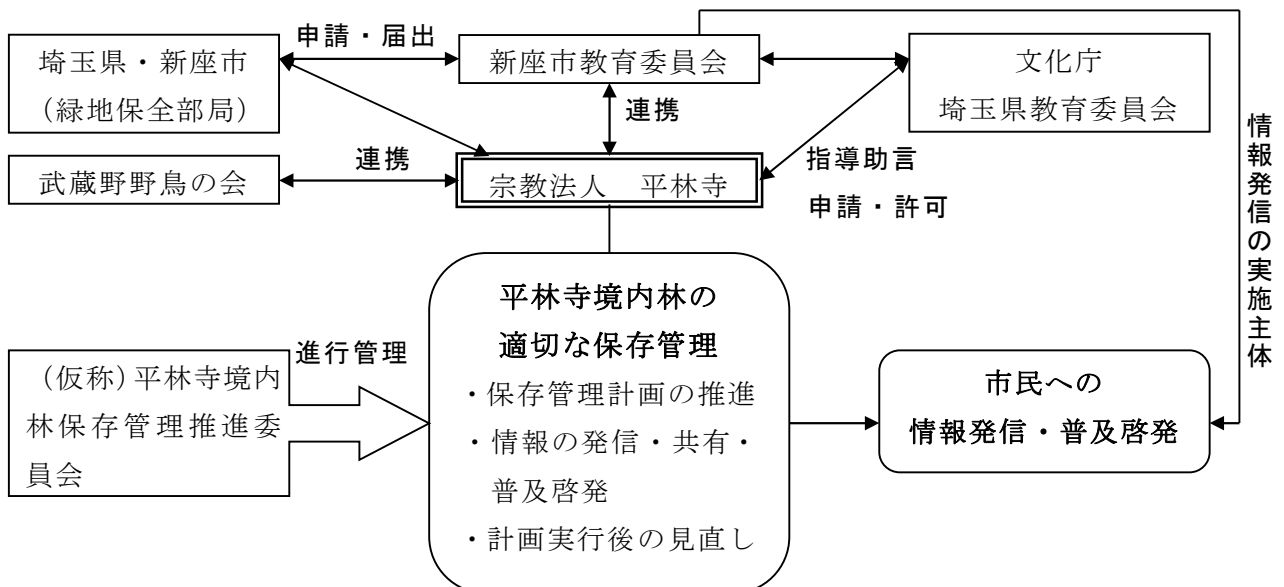


図 5-1 平林寺境内林保存管理連携イメージ

第6章 現状変更

現状変更の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 指定地域内において現状変更の行為を行う際には、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条)。ただし、現状変更しようとする者は、新座市教育委員会又は埼玉県教育委員会と事前の協議が必要である。

(2) 非常災害のための必要な応急処置としての現状変更は規制基準の適用外であるが、この場合においては、速やかに関係機関(文化庁・埼玉県教育委員会・新座市教育委員会)と連絡を取り、指導を受けるものとする。また、状況に応じ、き損届の提出が必要である。

(3) 保存管理の取扱基準

①保存管理の方法

- ・天然記念物としての景観に調和するような維持管理・整備を行う。
- ・天然記念物がき損もしくは衰亡している場合には、必要に応じて調査等の成果を踏まえ、復旧・修理を行う。
- ・天然記念物の公開活用に当たっては、適切な整備を行うものとする。

②現状変更等に対する取扱基準

現状変更等許可を要しない事項

- ・樹木については、保存に係る除伐、危険木・枯損木の伐採、枝下ろし、下刈り、病虫害の防除措置等の日常的な維持管理行為
 - ・伽藍や墓地等の寺域の既存の施設を維持管理する行為
- なお、許可申請手続を要しない場合においても、維持管理行為を実施した記録は克明に残し、後世へ引き継ぐものとする。

現状変更等許可を認める事項

- ・日常的な管理行為以外で、天然記念物の保全・管理に必要な行為
- ・天然記念物の維持管理上必要な施設の設置
- ・防犯・防災上必要な施設・人命・財産の安全に係わる施設の設置
- ・便益施設(必要性和場所を十分検討した上で判断する)
- ・天然記念物の公開活用を目的とした散策路等の整備で天然記念物に影響を与えない行為

現状変更等許可を認めない事項

- ・天然記念物を著しく損なう行為

引用・参考文献

- 1) 平林禅寺の自然と文化を守る会 昭和 53 年 (1978) 『平林禅寺の自然と文化』皆美社
- 2) 宮脇昭、奥田重俊、井上香世子 昭和 40 年 (1965) 『埼玉県南東部の植生』埼玉県 pp. 86
- 3) 鈴木時夫 昭和 43 年 (1968) 「千葉県の森林その後」『千葉生物誌 Vol. 17 No. 1-3』千葉県生物学会 pp. 15-23
- 4) 奥富清、辻誠治 昭和 50 年 (1975) 「多摩地方における暖温帯自然林の植物社会学的研究」『演習林報告 (12)』東京農工大学農学部附属演習林 pp. 67-81
- 5) 新座市教育委員会教育総務部生涯学習課編 平成 24 年 (2012) 3 月 『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』新座市・新座市教育委員会
- 6) 埼玉県環境部自然環境課編 平成 24 年 (2012) 3 月 『埼玉県レッドデータブック 2011 植物編』埼玉県
- 7) 埼玉県環境防災部みどり自然課編 平成 20 年 (2008) 3 月 『埼玉県レッドデータブック 2008 動物編』埼玉県
- 8) 島田謹介 昭和 31 年 (1956) 『武蔵野』暮らしの手帖社
- 9) 梨本真、河野吉久 平成元年 (1989) 「スギ衰退とオキシダント、降雨量の分布に関する一考察」『電力中央研究所報告』財団法人電力中央研究所
- 10) 高知県環境研究センター 平成 13 年 (2001) 「日本の酸性雨の状況について～全国環境研協議会酸性雨全国調査結果から～」高知県
- 11) 石井幸夫 昭和 56 年 (1981) 「都市近郊林におけるスギの衰退—埼玉県平林寺境内林の調査結果—」『第 33 回日本林学会関東支部大会発表論文集』pp. 93-94
- 12) 青島清雄 昭和 53 年 (1978) 『木材の分解「森林学」』共立出版 pp. 226-237
- 13) 伊藤一雄 昭和 49 年 (1974) 『樹病学大系 3』農林出版 pp. 405
- 14) 河辺祐嗣 平成 6 年 (1994) 「九州地域におけるスギとヒノキの材質劣化病害」『九州の森と林業第 28 号』森林総合研究所九州支所
- 15) 幸由利香 平成 24 年度 (2012) 「スギ非赤枯性溝腐病」『病気・害虫・鳥獣による森林被害—特徴と対策—』関東中部林業試験研究機関連絡協議会生物による森林被害リスク評価研究会
- 16) 山武市経済環境部農林水産課バイオマス推進室 平成 21 年 (2009) 『山武市バイオマスタウン構想』千葉県山武市
- 17) 小川和雄 平成 19 年度 (2007) 「スギ枯れはどこまで解明されたか—衰退分布と栽培試験から見えてきたもの—」『埼玉県環境科学国際センター講演会要旨 (研究活動報告)』埼玉県
- 18) 長倉淳子 平成 20 年 (2008) 「土壌への窒素添加がスギ、ヒノキの水消費におよぼす影響に関する研究 (学位論文要旨)」東京大学
- 19) 川崎達郎、玉泉幸一郎、作田耕太郎 平成 20 年 (2008) 「環境変動と森林施業に伴う針葉樹人工林の CO₂ 吸収量の変動評価に関する研究 (2) 林分成長に及ぼす水分環境の影響評価」独立行政法人森林総合研究所

- 20) 石川県林業試験場 平成22年(2010) 『よくわかる石川の森林・林業技術No.7改訂版 スギの長伐期施業—資源の安定と機能の向上を目指して—』石川県
- 21) 独立行政法人森林総合研究所四国支所編 平成22年(2010) 『間伐遅れの過密林分のための強度間伐施業のポイント』独立行政法人森林総合研究所
- 22) 加藤邦三 昭和16年(1941) 『カメラ随想 武蔵野の生態』科学主義工業社
- 23) 原楨春夫 平成4年(1992) 『古刹』創林社
- 24) 韓海栄、橋詰隼人 平成3年(1991) 「コナラの萌芽更新に関する研究(I) 壮齢林の伐根における萌芽の発生について」『広葉樹研究6』鳥取大学 pp.99-110
- 25) 新井明治 平成24年(2012) 「蚊 日本における感染症媒介蚊(前編)」『モダンメディア第58巻6号』栄研化学株式会社 pp.199-203
- 26) 山梨県福祉健康部健康増進課 平成25年(2013) 『重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に関するQ&A(第3版)』山梨県
- 27) 松浦崇遠 平成18年(2006) 「コナラ壮齢林伐採跡地の再生技術」『林業試験場成果No.1』富山県林業技術センター林業試験場
- 28) 竹内忠義 平成20年(2008) 「伐採跡地における天然更新技術導入のための調査・研究(2)」『群馬県林業試験場業報』群馬県
- 29) 一般社団法人日本森林技術協会 平成24年(2012) 『ナラ枯れ被害対策マニュアル—被害対策の体制づくりから実行まで』一般社団法人日本森林技術協会 pp.29
- 30) 独立行政法人森林総合研究所関西支所 平成22年(2010) 『ナラ枯れの被害をどう減らすか—里山林を守るために—』独立行政法人森林総合研究所関西支所 pp.21
- 31) 日本住宅公団関東支社編 昭和51年(1976) 『野火止団地開発にともなう平林寺及びその周辺の自然環境に及ぼす影響調査報告書』日本住宅公団関東支社
- 32) 久林高市 平成15年(2003) 「ヒノキ根株心腐れ病の発病機構と伝播様式の解明(学位論文要旨)」東京大学

